第12次鳥獣保護管理事業基本指針の構成の考え方

- 1. 構成の整理と文章量の削減(資料2-1、資料2-2)
 - ⅠとⅢに、項目・内容の重複が見られることから、重複箇所の構成を整える。
 - ・ Iは、本審議会で議論した前回策定後5年間の社会的変化と、審議会での議論、今 後生じうる課題を整理することとした主な議事ポイントを反映させるものとする。
 - ・ 現行の基本指針は、平成 26 年度の法改正を踏まえ、文章量が増加したため、重複している部分を削減するものとする。
 - (*) 今回の改訂は、構成の変更と文章量の大きな削減を伴うことから、第6回鳥獣の 保護及び管理のあり方検討小委員会では、改訂後の案を提示する際には、削減した 箇所が分かるような工夫をする。
- 2. 主な点検事項についての内容の見直し

以下の論点ごとに、現行の基本指針の主な該当箇所の抜粋及び改正の方向性を整理する。

資料2-3関係 : 鳥獣保護区に関する記述の主な論点

資料2-4関係 :狩猟及び狩猟鳥獣に関する記述の主な論点

資料2-5関係 : 鳥獣の捕獲の規制等に関する記述の主な論点

資料2-6関係 : 鉛中毒対策に関する記述の主な論点

資料2-7関係:情報基盤整備に関する記述の主な論点

資料2-8関係 :人材の育成・確保に関する記述の主な論点

資料2-9関係 :傷病鳥獣の救護・愛玩飼養目的の捕獲に関する記述の主な論点

資料2-10関係:鳥獣保護管理事業の体制の整備に関する記述の主な論点